

カジノ管理委員会第76回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者

1 日時

令和5年4月14日 14時00分～14時55分

2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

3 出席者

- 北村委員長、氏兼委員、渡委員、北村委員、石川委員
- 並木事務局長、坂口次長、清水総務企画部長、和田監督調査部長、水庭規制監督課長（議事担当課）、村瀬犯罪収益移転防止対策室長（議事担当課）

第2 要旨

1 議決事項

なし

2 その他の案件

(1) 今後のマネー・ローンダリング対策について

犯罪収益移転防止対策室長より、マネー・ローンダリング対策の概要について説明があった。

(参考)

○特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）（抄）

（免許等）

第39条 認定設置運営事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、当該免許に係るカジノ施設において、当該免許に係る種類及び方法のカジノ行為に係るカジノ事業を行うことができる。この場合において、当該免許に係るカジノ行為区画で行う当該カジノ行為（第30条第2項の規定による設置運営事業の停止の命令若しくは第204条第1項若しくは第2項の規定によるカジノ事業の停止の命令又は第206条第8項の規定に違反して行われたものを除く。）については、刑法（明治40年法律第45号）第185条及び第186条の規定は、適用しない。

（免許の申請）

第40条 認定設置運営事業者は、前条の免許を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一～十二 （略）

2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～七 （略）

八 第56条第1項の犯罪収益移転防止規程

九～十五 （略）

3 （略）

（免許の基準等）

第41条 カジノ管理委員会は、第39条の免許の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基

準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一～十三 (略)

十四 第56条第1項の犯罪収益移転防止規程が、法令に適合し、かつ、カジノ事業における犯罪による収益の移転防止（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）第1条に規定する犯罪による収益の移転防止をいう。）のために十分なものであること。

十五 (略)

2～4 (略)

(犯罪収益移転防止規程)

第56条 犯罪収益移転防止規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 取引時確認の的確な実施に関する事項

二 取引記録等（犯罪収益移転防止法第7条第3項に規定する取引記録等をいう。）の作成及び保存に関する事項

三 疑わしい取引の届出（犯罪収益移転防止法第8条第3項に規定する疑わしい取引の届出をいう。）に係る判断の方法に関する事項

四 第103条第1項の規定による措置、第104条各項の措置、第105条の規定による表示及び第109条第1項の規定による届出に関する事項

2 (略)

(取引時確認等の措置等の的確な実施のための措置)

第103条 カジノ事業者は、犯罪収益移転防止法第11条の規定にかかわらず、取引時確認等の措置（同条に規定する取引時確認等の措置をいう。）並びに次条各項の措置、第105条の規定による表示及び第109条第1項の規定による届出（以下この章において「取引時確認等の措置等」という。）を的確に実施するため、犯罪収益移転防止規程（第40条第1項の申請書に添付されたもの（第56条第2項において準用する第52条第1項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの）に限る。次項において同じ。）に従って、犯罪収益移転防止法第4条第6項に規定する取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 取引時確認等の措置等の的確な実施のための従業者に対する教育訓練の実施

二 取引時確認等の措置等の的確な実施のための体制の整備（取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任を含む。）

三 取引時確認等の措置等に関する評価の実施

四 前3号に掲げるもののほか、犯罪収益移転防止法第3条第3項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容又はカジノ事業の特性を勘案して講ずべきものとしてカジノ管理委員会規則で定める措置

2 (略)

(チップの譲渡等の防止のための措置)

第104条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客がチップを他人（自己と生計を一にする配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）及び当該カジノ事業者を除く。以下この款及び第175条第1項において同じ。）に譲渡すること及びチップを他人から譲り受けることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客がチップをカジノ行為区画の外に持ち出すことを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(チップの譲渡等の禁止の表示)

第105条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客がチップを他人に譲渡し、若しくはチップを他人から譲り受け、又はチップをカジノ行為区画の外に持ち出すことが禁止されている旨を、本人確認区画及びカジノ行為区画に表示しなければならない。

(取引の届出等)

第109条 カジノ事業者は、顧客との間で、カジノ業務に係る取引のうち、チップの交付等をする取引その他の政令で定める取引であって、政令で定める額を超える現金の受払いをするものを行ったと

きは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該取引の内容、金額その他カジノ管理委員会規則で定める事項をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

2 カジノ管理委員会は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。

以上